

議案第 17 号

川崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

平成 20 年 2 月 19 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
川崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 38 年川崎市条例第
30 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市中原消防署	川崎市中原区小杉町 3 丁目 2 6 番地	中原区の区域
----------	-----------------------	--------

」

を

「

川崎市中原消防署	川崎市中原区新丸子東 3 丁目 1, 1 7 5 番地 1	中原区の区域
----------	----------------------------------	--------

」

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

中原消防署を移転するため、この条例を制定するものである。